

松戸市病院事業公有財産売却一般競争入札の実施について

松戸市病院事業  
松戸市立総合医療センター事務局 管財課

次のとおり松戸市病院事業の公有財産を一般競争入札により売払いをするので、松戸市病院事業会計規程第93条第1項の規定により公表する。

1 売払物件

次の物件を入札に付し、売り払う。

所在	区分	地目	面積 (㎡)		予定価格 (円) 最低落札価格
松戸市上本郷字 三丁目4063番	土地	雑種地	地積	603.39	83,267,820
松戸市上本郷字 二丁目3783番1	土地	雑種地	地積	787.76	123,678,320

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号該当すると認められる者
- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 病院事業が定める本ガイドラインおよびヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定によ

る特別区民税を含む)を滞納している者

(9) 地方自治法第238条の3第1項の規定により公有財産に関する事務に従事する本市の職員

### 3 インターネット公有財産売却システムによる入札

インターネット公有財産売却システム(インターネットを利用した財産の売払いに関する入札を行うための情報処理システムをいう。)による入札とは、松戸市病院事業が実施する公有財産の売却に係る入札をいう。

入札参加者は、ヤフー株式会社が提供するYahoo!官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により入札参加仮申し込みの手続き及び入札を行う。

### 4 公有財産売却の物件情報を示す場所

Yahoo!官公庁オークションサイト <https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

※令和元年7月17日(水)午後1時より上記サイト上で情報を公開する。

### 5 一般競争入札の仮参加申し込みに関する事項

(1) 受付期間 令和元年7月17日(水)午後1時から

令和元年8月1日(木)午後2時まで

(2) 受付場所 売却システム上

### 6 一般競争入札の参加申し込み(本申し込み)に関する事項

入札参加申し込み(本申し込み)は、所定の申込書を下記の受付場所及び期間に持参又は郵送により提出しなければならない。なお、売却システムにより入札参加仮申し込みをしていない者は、本申し込みができない。

(1) 受付期間 令和元年7月17日(水)午後1時から

令和元年8月1日(木)午後2時まで

※郵送の場合は令和元年8月1日(木)必着

(2) 受付場所 松戸市病院事業

松戸市立総合医療センター事務局管財課

(松戸市立総合医療センター4階)

松戸市千駄堀993番地の1 電話047-712-0756

### 7 松戸市病院事業インターネット公有財産売却ガイドライン、契約条項その他関係書類を示す期間及び場所

(1) 期 間 令和元年7月1日(月)から

(2) 場 所 松戸市病院事業 松戸市立総合医療センター事務局 管財課

松戸市病院事業ホームページ及び売却システム上



### 1 3 契約締結

契約者は、令和元年8月29日（木）までに売買契約を締結し、売払い代金は、令和元年9月30日（月）までに一括で納付しなければならない。なお、売払い代金が期日までに納付されない場合は、契約保証金は違約金として松戸市病院事業に帰属する。

### 1 4 契約保証金について

- (1) 落札者が納付した入札保証金は契約締結と同時に契約保証金へ全額充当する。
- (2) 契約保証金には、利息は付さない。
- (3) 落札者が納付した契約保証金は、売払代金の一部に充当する。

### 1 5 条件

売買契約に当たっては、次の条件を付す。

#### (1) 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反すことに供する用途
- ② 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供する用途

#### (2) 用途制限の承継義務等

- ① 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- ② 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- ③ 上記(1)および、(2)における当該第三者の義務違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

#### (3) 売買契約に当たっては、上記以外に条件を付す場合がある。

### 1 6 問い合わせ先

松戸市病院事業

松戸市立総合医療センター事務局 管財課 電話 047-712-0756